

健康なまち・職場づくり宣言2020 の見直しについて

平成30年7月11日



宣言の達成状況

宣言3（保険者協議会）と宣言5（健康宣言1万社）については、昨年夏に開催した日本健康会議2017において目標の達成を報告。

また、本年2月に健康経営優良法人（大規模法人部門）が541法人認定されたことから、宣言4（健康経営に取り組む企業500社）も目標を達成したところ。

【日本健康会議2017「健康なまち・職場づくり宣言2020」達成状況（2017.8.23）】



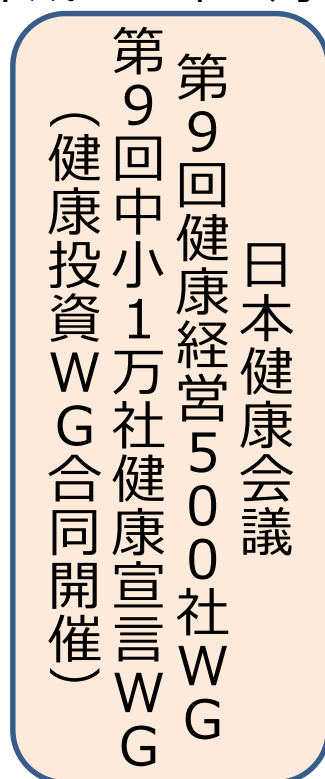
宣言4及び宣言5の見直しについて

宣言の見直しの方針

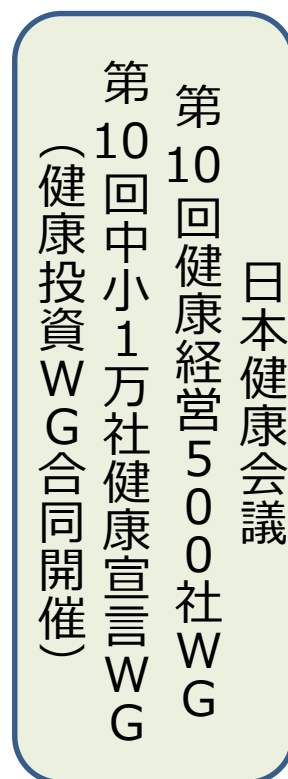
健康経営の推進に関する宣言4及び宣言5の目標が達成されたことを受け、今後、宣言の見直しについて検討を行った。今回ワーキンググループでの御議論を踏まえ、8月27日に開催する「日本健康会議2018」において、新たな宣言を決定することとしたい。

宣言の見直しのスケジュール

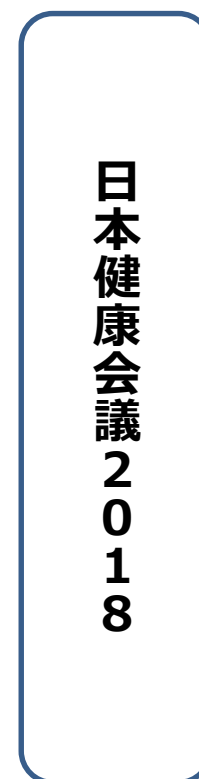
平成30年3月



今回



8月27日



宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

【宣言4の目的】

- 健康経営の概要・意義を国内企業に広く周知するとともに、健康経営に取り組む企業の裾野を拡大することを目的とする。
- そのため、ファーストステップとして、まず取り組まなければならない最低限の項目を明示するとともに、それらの項目を実行している企業を公表することで、健康経営実施に向けた機運を高めていく。
- その際、従業員の健康増進を効率的に、また安全・安心に進めるためにも、企業と保険者の連携（コラボヘルス）は重要であり、必要性を訴求する。
- また、健康経営に取り組む企業は、その内容を発信することで社会的な評価を得ていくことが重要。

【見直しの方向性】

- 特に大規模法人部門（ホワイト500）は、認定法人に対し、従業員の健康増進に取り組むことのみならず、取引先や顧客等に健康経営を普及拡大していく「トップランナーの一員」としての役割を求めていくといった要件が追加されるなど、認定制度の見直しごとに認定法人に対する要求は高くなっている。
- よって、宣言4の目標値は現行どおり、毎年500社以上が大規模法人（ホワイト500）に認定されることを目指す。

宣言 5

(日本健康会議が)

協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を3万社以上とする。 ※括弧書きについては改定時は削除

【宣言5の目的】

- 健康経営の概要・意義を国内企業に広く周知するとともに、健康経営に取り組む企業の裾野を拡大することを目的とする。
- そのため、ファーストステップとして、まず取り組まなければならない最低限の項目を明示するとともに、それらの項目を実行していく意思表示を行った企業を公表することで、健康経営実施に向けた機運を高めていく。
- その際、従業員の健康増進を効率的に、また安全・安心に進めるためにも、企業と保険者の連携（コラボヘルス）は重要であり、必要性を訴求する。

【見直しの方向性】

- 協会けんぽ等において実施されている健康宣言活動は、保険者の取組のみならず、商工会議所などの地域の関係者が連携して広く周知していくことが必要であるため、宣言5にその旨を追記。
- 目標値については、2017年6月時点で12,195社が健康宣言を行っている状況を鑑み、2020年までの新目標として「3万社以上」を目指す。

※ また、「健康経営優良法人認定制度」との連携により、宣言のみならず、その後の企業の実施状況をフォローアップしていくことにより、実行率を高めていく。

(参考資料)

日本健康会議について

- 平成27年7月に、「**日本健康会議**」が発足。
 - ・ 保険者等における先進的な予防・健康づくりの取組を全国に広げるための**民間主導の活動体**。
 - ・ **経済界・医療関係団体・自治体・保険者団体のリーダー**が手を携え、**健康寿命の延伸**とともに**医療費の適正化**を図ることを目的。
 - ・ メンバーは、**各団体のリーダーおよび有識者の計32名**で構成。
- **予防・健康づくりの目標を設定（8つの宣言）**。進捗状況をHPで公表。
 - (※) データポータルサイトで「見える化」し取組を加速化
- 4回目となる今年度（**日本健康会議2018**）は、**平成30年8月27日に開催予定**。
- さらに今後は、**地域版の日本健康会議**の開催も進めていく。
 - (※) 平成30年2月、静岡・宮城において県と連携して開催



日本健康会議2017の様子
(平成29年8月23日開催)

「健康なまち・職場づくり宣言2020」（8つの宣言）

		進捗状況	
		2016	2017
宣言1	予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。	115 (市町村)	328
宣言2	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。	118 (市町村) 4 (広域連合)	654 14
宣言3	予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。	0 (協議会)	47
宣言4	健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。	138 (法人)	235
宣言5	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。	2,970 (社)	12,195
宣言6	加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術（ICT）等の活用を図る。	1,774 (保険者)	1,989
宣言7	予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。	88 (社)	98
宣言8	品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。	262 (保険者)	429

WEBサイト上で全国の実践状況を可視化



日本健康会議 実行委員一覧

* 2018年7月現在

日本経済団体連合会 会長 中西宏明
日本商工会議所 会頭 三村明夫 ※共同代表
経済同友会 代表幹事 小林喜光
全国商工会連合会 会長 石澤義文
全国中小企業団体中央会 会長 大村功作
日本労働組合総連合会 会長 神津里季生
健康保険組合連合会 会長 大塚陸毅
全国健康保険協会 理事長 安藤伸樹
全国国民健康保険組合協会 会長 真野章
国民健康保険中央会 会長 岡崎誠也
全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 横尾俊彦
全国知事会 会長 上田清司
全国市長会 会長 立谷秀清
全国町村会 会長 荒木泰臣
日本医師会 会長 横倉義武 ※共同代表
日本歯科医師会 会長 堀憲郎

日本薬剤師会 会長 山本信夫
日本看護協会 会長 福井トシ子
日本栄養士会 会長 中村丁次
チーム医療推進協議会 代表 半田一登
住友商事株式会社 相談役 岡素之
自治医科大学 学長 永井良三
東北大学大学院医学系研究科 教授 辻一郎
あいち健康の森健康科学総合センター センター長 津下一代
広島大学大学院医歯薬保健学研究院 教授 森山美知子
千葉大学予防医学 センター教授 近藤克則
大阪大学産学共創本部 特任教授 宮田俊男
日本糖尿病学会 理事長 門脇孝
東京都荒川区 区長 西川太一郎
読売新聞グループ本社 取締役最高顧問 老川祥一 ※共同代表
テレビ東京 特別顧問 島田昌幸
共同通信社 相談役 福山正喜



健康なまち・職場づくり宣言2020



宣言 1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

宣言 2

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

宣言 3

予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

宣言 5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

宣言 6

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術 (ICT) 等の活用を図る。

宣言 7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

宣言 8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

【宣言4の目的】

- 健康経営の概要・意義を国内企業に広く周知するとともに、健康経営に取り組む企業の裾野を拡大することを目的とする。
- そのため、ファーストステップとして、まず取り組まなければならない最低限の項目を明示するとともに、それらの項目を実行している企業を公表することで、健康経営実施に向けた機運を高めていく。
- その際、従業員の健康増進を効率的に、また安全・安心に進めるためにも、企業と保険者の連携（コラボヘルス）は重要であり、必要性を訴求する。
- また、健康経営に取り組む企業は、その内容を発信することで社会的な評価を得ていくことが重要。

【関連する取組との連携】

- 大企業を中心とした健康経営の推進のための取組として、経済産業省及び東京証券取引所が実施する「健康経営銘柄」が存在。
- 健康経営に取り組む企業等に混乱を招かないためにも、これらの取組と密に連携しながら、運用を設計していくことが必要。

宣言 5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

【宣言5の目的】

- 健康経営の概要・意義を国内企業に広く周知するとともに、健康経営に取り組む企業の裾野を拡大することを目的とする。
- そのため、ファーストステップとして、まず取り組まなければならない最低限の項目を明示するとともに、それらの項目を実行していく意思表明を行った企業を公表することで、健康経営実施に向けた機運を高めていく。
- その際、従業員の健康増進を効率的に、また安全・安心に進めるためにも、企業と保険者の連携（コラボヘルス）は重要であり、必要性を訴求する。

【関連する取組との連携】

- 協会けんぽの一部都道府県支部等において先行的に実施されている健康宣言活動の取組状況を踏まえながら全国の宣言活動のレベル感を一定程度揃えつつ、自治体、商工関係機関等地域の関係者が連携して進めていくことが必要。
- 経済産業省と厚生労働省が推進する「健康経営優良法人認定制度」と連携することで、宣言のみならず、その後の企業の実施状況をフォローアップしていくことにより、実行率を高めていくことが必要。